

現況届は8月30日^金までに提出を 児童扶養手当のご案内

問い合わせ こども政策課 ☎229-3155 FAX229-3451



手当を受けることができる人

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(心身に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満)を養育している父、母または父や母に代わって児童を養育している人(養育者)に対して手当が支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母に重度の障がい(国民年金の障がい等級1級程度)がある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 母が婚姻によらず懐胎した児童 など

次のような場合、手当は支給されません。

- 児童の住所が国内にないとき
- 児童が児童福祉施設などに入所している、または里親に預けられたとき
- 児童の父、母または養育者の住所が国内にないとき
- 児童の父または母が、婚姻の届け出はなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)にあるとき

※上記以外にも支給されない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

支給月額

令和6年11月分(来年1月振り込み)から制度が一部改正し、児童3人目以降の加算額が、第2子の加算額同様に引き上げられます。

対象児童	全部支給	一部支給
児童1人	4万5,500円	4万5,490円～1万7,400円
2人目以降	1万7,500円の加算	1万7,400円～5,380円の加算

※一部支給の額は受給資格者の所得額に応じて決まります。また、受給資格者または扶養義務者(同居の親族)の前年の所得が下表の限度額以上ある場合は、その年の11月分から翌年の10月分までは支給されません。

所得制限限度額(令和6年11月分以降)

受給者本人の所得限度額が引き上げられます。扶養義務者等の所得制限は変更ありません。

税制法上の 扶養人数	受給資格者の所得		扶養義務者等の所得
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人以上	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算

現況届の提出

受給者には、7月末に現況届の案内文書を送付しています。現況届は、毎年8月1日の状況を届け出ること、手当を引き続き受けることができるかを確認するためのものです。提出がないと11月分以降の手当(翌年1月支給分)が受けられなくなるので、必ず提出期限の8月30日(金)までに提出してください。現況届は窓口で面談しながら記入していただきます。時間を要する場合がありますのでご了承ください。



提出場所 こども政策課、各総合支所市民福祉課(福祉課) ※各出張所やアストプラザ、久居アルプラザへの提出はできません。

現況届の時間外・休日受け付け窓口を開設

仕事などで平日の開庁時間内に現況届の手続きが難しい人は、ぜひご利用ください。

と き 時間外…8月5日(月)・6日(火)・22日(木)・23日(金)18時～20時、休日…8月18日(日)9時～16時

※時間外は、市本庁舎北側地下の休日・夜間受付から入ってください。

ところ こども政策課(市本庁舎3階)

出張ハローワークを開催(事前予約可)

ひとり親の皆さんのお仕事探しを応援します。「正社員になりたい」「転職のため、どんな求人があるか知りたい」など、お気軽にご相談ください。

と き 8月8日(木)・13日(火)9時30分～12時、13時～16時

ところ こども政策課

申し込み 電話またはEメールでこども政策課(☎229-3155@city.tsu.lg.jp)、またはハローワーク津専門援助部門(☎228-9161、部門コード42)へ母子父子自立支援プログラム策定員

ひとり親の皆さんと面談を行い、就業の支援をしています。

と き 毎週火・木曜日(9時～17時)
※祝・休日、年末年始を除く

申し込み 相談依頼フォームから、または電話、Eメールでこども政策課(☎229-3155@city.tsu.lg.jp)へ



相談依頼
フォーム